

岡山県工業技術センター 研究不正防止計画

「岡山県工業技術センターにおける研究活動の不正防止に関する規程」に基づき、特定不正行為の防止計画を下記のとおり定める。

1 岡山県工業技術センター内の責任体系の明確化

所長を特定不正行為を防止する取組に対する最高管理責任者、次長（技術）を特定不正行為を防止する取組に対する統括管理責任者、研究企画部長を研究コンプライアンス推進責任者とし、特定不正行為を防止する取組に対する責任を明確化する。

2 研究不正防止委員会

統括管理責任者を委員長、研究コンプライアンス推進責任者を副委員長とした、「研究不正防止計画」を立案・推進するための研究不正防止委員会を発足させる。

3 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

○研究の実施状況等を把握するため、最高管理責任者等によるヒアリングの実施又は研究経過報告書の提出を求める。

○研究倫理に関わる研修と競争的資金等の管理・運営に関する研修を定期的 to 実施し、競争的資金等に応募するためにはこれらの研修の受講を必須の条件とする。

4 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

○研究不正防止委員会では研究費の使用の実態のモニタリングを適宜行う。

○研究不正防止委員会で把握した問題点は、担当者に勧告を行い不正の未然防止を図るとともに改善を図る。